参考資料１

環生第 16－102 号

三重県環境影響評価委員会

三重県環境影響評価条例（平成 10 年三重県条例第 49 号。以下「条例」という。）の適用対象の拡大に伴い、条例第４条第１項の技術指針を改定する必要があるため、同条第３項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

令和８年７月 27 日

三重県知事　　一見　勝之